

# 私の政策提言

## 「揺らぐ日本の抑制と均衡～三権分立に代わる政治体制を～」

群馬県立高崎高等学校2年 小池 春都

### 内容

第一章	はじめに	2
第二章	三権分立	2～5
	第一節 三権分立とは	2～3
	第二節 日本の現状	3～5
第三章	政策提言	5～7
第四章	まとめ	6

## 第一章 はじめに

日本では義務教育を通して誰もが自国の政治体制について学ぶ。小学校6年、さらに中学校の公民で学習する日本の政治の大きな柱となる概念、それが三権分立である。フランスの思想家であるモンテスキューが1748年にジュネーブで出版した彼の著書『法の精神』の中で主張した政治思想が、どうして現代の日本で採用されているのだろうか。そのような議論は今までそれほど行われてこなかったように思う。しかし近年のニュースなどを観ていると、三権分立が必ずしもベストな政治体制ではないことはもはや明らかである。本論文では現在の日本の三権分立制の問題点の分析と、三権分立制に代わる新たな政治体制の提案を行う。

## 第二章 三権分立

### 第一節 三権分立とは

#### (1) 概要

先に述べたように、三権分立とはフランスの思想家であるモンテスキューの主張した政治思想である。彼は著書『法の精神』で、「権力を持つ者がすべてそれらを濫用しがちだということは、永遠の経験の示すところである。」と述べ、立法、行政、司法の三権力の分立原則を説いた。彼の権力分立の思想は、三権力の間での抑制と均衡（チェック・アンド・バランス）によって権力の濫用と腐敗を防ごうとするものである。

#### (2) 目的

三権分立制の目的は、国家権力の絶対化を防ぐことである。モンテスキューや彼に先立つジョン・ロックなどの思想家にとっては君主権力の恣意的な支配へいかに対抗するかが課題であった。最大の足場を議会とし、法律を制定する権力（議会）とそれを執行する権力を分離し、市民（モンテス

キューの場合は、むしろ貴族階級)の利益を擁護することを目指した。

### (3) 背景

18世紀のヨーロッパ、アメリカではカトリック教会の反発を受けながらも、人間の可能性は、正しい「理性」によって切り開かれるものであり、人間が自分の理性を主体的に用いて旧来の権威や偏見を容赦なく批判し、人間の進歩を信じることによってこそ、真実の認識と人類の幸福とを得ることができるという思想が普及した。それらの思想は啓蒙思想と呼ばれ、モンテスキューの三権分立もその一つである。当時は、近代科学の発展に伴って、それまで絶対的であった神の存在や古い共同体、慣習が否定され、政治、社会が不安定になっていた。強力な封建貴族を牽制するための商工ブルジョワが十分に成長していなかったため、王権神授説に代わる新たな政治思想として生まれたのが啓蒙思想であり、三権分立である。つまり、啓蒙思想は不安定な社会の中で、君主制に対抗するために生まれた、人間たちが自分たちの能力を信じさえすれば上手くいくという楽観的な思想であるともいえるのである。

## 第二節 日本の現状

### (1) 現行制度について

現在日本で採用されている三権分立制について、日本国憲法は以下のように規定している。「国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」(41条)「行政権は内閣に属する」(65条)「すべて司法権は、最高裁判所および法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」(76条)さらに三権相互のかかわりについては以下のように定めている。まず、立法、行政間では、「国会は国政調査権を有する」(62条)「衆議院は内閣不信任案を可決できる」(69条)次に、行政、立法間では、「内閣総理大臣は衆議院を解散させることができる」(54条、但し明文無し)行政、司法間では「内閣は最高裁判所の裁判官を任命する」(79条)立法、司法間では、「国会は罷免の訴追を受けた裁判官を裁判する弾劾裁判所を設置する」(64条)最後に、司法、立法、行政間には違憲審査権がある。最高裁判所は、「一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかし

ないかを決定する権限」を有する。(81 条)

これらは三権力の相互的な抑制と均衡により国民の利益を擁護するという内容であり、モンテスキューが『法の精神』で著した三権分立とほとんど変わらないと言っていいだろう。

## (2) 現行制度の問題点について

国家権力の濫用を防ぐことは現在の日本にとっても極めて重要な課題である。しかし、三権分立はもともと君主権力に対抗するために生み出された思想であるため現在の日本に適合しない部分も少なくない。その一例が、立法、行政間の関係の近さである。この二者の間は本来、憲法にあるように国会の持つ内閣不信任案の提出権と、内閣総理大臣が持つ衆議院の解散権により互いに抑制されていなければならない。しかし、実際はその抑制が適切に働いているとは言い難く、むしろ内閣と国会がほとんど同意のように扱われることも少なくない。その主な理由は与党勢力の拡大と野党の支持の低迷である。自由民主党と公明党からなる与党勢力は衆議院において、全 465 議席のうち 312 議席を占めている(8月30日現在)。議会の過半数を大きく上回っているため、内閣は野党の反発に関わらず法案を通すことが可能である。これに対して野党は、第一党である立憲民主党ですら 54 議席と与党にはとても及ばない。また、支持率も極めて低く、八月の世論調査では、立憲民主党が 5.6 パーセント、共産党が 2.7 パーセントであり、その他の野党各党はいずれも 1 パーセントに満たなかった。

このような状況により、国の最高機関であり、国の唯一の立法機関であるはずの国会が内閣の思い通りに動いてしまっているのである。下記のグラフからも国会が唯一の立法機関として十分に機能していないことがわかる。このままでは行政権が立法権により抑制されることがないため、権力の濫用がいつ起こってもおかしくない。権力の濫用は人々の利益や自由を侵害するものである。つまり、現行の制度下では私たちの利益や自由は常に侵害される危険性があるのである。

国会会期	内閣提出法律案		議員立法		計	
	提出件数	成立件数	提出件数	成立件数	提出件数	成立件数
第 195 回 H29.11.1 ～	9	8	28	2	37	10
第 194 回 H29.9.28 ～	0	0	0	0	0	0
第 193 回 H29.1.20 ～	66	63	136	10	202	73
第 192 回 H28.9.26 ～	19	18	126	13	145	31

(内閣法制局ホームページを基に作成)

### 第三章 政策提言

これまで、現行の三権分立制の問題点を述べてきたが、ここで私が三権分立制に代わる新たな政治体制として提言したいのはギリシア民主政である。ギリシアの民主政は前5世紀半ばに、古代ギリシアで最も優れた政治家とも称されるペリクレスによって完成された。すべての市民権者によって構成されたアテネの民会が市民の最高決議機関とされ、あらかじめ選挙で選ばれた任期1年の五百人評議会での審議を経た法案の決議を行った。また、アテネでは民衆裁判所が一般の争いごとの処理をするだけでなく、民会決議が適法か否かについても審議するなど、非常に重要な役割を担ったが、その構成員は、抽選で選ばれた任期1年の6000人の審判員で、事件の性格に応じ、特定の人数からなる個別法廷がその都度設けられた。さらに民主政社会を動かす行政職も、すべて市民の抽選によって選ばれた。任期は1年で、原則として同じ職に10人の同僚がおり、特定の人物が長い期間にわたって職務権限を持つことを不可能としていた。このようにギリシアの民主政は、独立の「自由」な国家において、市民の政治的な「平等」を徹底的に追求し

た制度であった。もちろん、ここに述べたように市民の意見を直接政治に反映することができる何もかも完璧な政治であったのかと言えばそうではない。女性や在留外国人には参政権が認められず、奴隷の大量の使役も見られた。また、間接民主政を行っている大規模国家の日本に対し、古代ギリシアは直接民主政を行う小規模国家であり、モンテスキューが三権分立を主張したことよりもはるかに昔のことであるため三権分立よりも現在の日本に適合しない部分が多いだろう。しかし、ここで私が主張したいことは、ギリシアの民主政を完全に模倣すべきであるということではなく、立法、行政、司法の三権に常に一般市民を参加させ、さらに、市民による議会を国の最高決議機関としたという徹底的な市民第一主義を日本も取り入れるべきであるということである。民会に代わるものとして、SNS上で政治について活発に議論をしあえ、そしてそれが実際に政治に反映されるというような場の提供や、現行の裁判員制度のように無作為に選ばれた一般市民が立法や行政にも参加するという仕組みづくりなど、現在の日本でも出来ることは数多くある。そのため私はギリシアの民主政的市民第一主義の必要性を主張する。

#### 第四章 まとめ

限界のきている三権分立制に代わる新たな政治体制の一つの解として本論文ではギリシアの民主政を取り上げたが、これはあくまでも一つの解に過ぎない。とにかく現在の日本に必要なのはより市民の声を政治に取り入れる制度である。市民の声が政治の場に届くことにより、権力の濫用は防ぐことが出来るはずである。ただし、それには政治制度以前に、市民が政治について意見を持ち、主張しなければいけない。そのため、まずは一人一人が政治に関心を持ち、主体的に考えていくことが大切である。

参考文献

「世界の歴史」編集委員会編、(2017/7/31)、『新もういちど読む山川世界史』  
衆議院、「会派名および会派別所属議員数」、[www.shugiin.go.jp](http://www.shugiin.go.jp) 、(2018/09/07 閲覧)  
内閣法制局、「最近における法律案の提出・成立件数」、<http://www.clb.go.jp> 、(2018/09/05  
閲覧)